

【記載例】

(帳簿の参考様式)

帳簿(農薬受払簿)は、最低3年間保存すること。(毒物、劇物は5年間)

農薬毎、規格毎に記載する。
 ・スミチオン粉剤と乳剤は別様。
 ・スミチオン乳剤でも100ccと500ccでは別様に記載する。

農薬名: スミチオン乳剤 規格: 100cc(ml)

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
平成22年1月1日	前期より繰り越し			10
平成22年3月3日	〇〇〇より仕入れ	10		20
平成22年5月5日	売上		5	15
平成22年5月6日	売上		3	12
平成22年6月6日	売上		2	10
* 毒物・劇物農薬は、販売先の記録が必要 * 数量管理のため販売所での使用や、無償譲渡した場合についても記録する				

【記載例】

(帳簿の参考様式)

農薬名: シマジン 規格: 100g

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
平成22年1月1日	前期より繰り越し			2
平成22年3月3日	〇〇〇商会より仕入れ	10		12
平成22年5月5日	売上(新潟太郎 長岡市△△町〇〇)		8	4
平成22年5月6日	売上(長岡次郎 長岡市□□町▽▽)		3	1
平成22年6月6日	〇〇〇商会より仕入れ	5		6
* 水質汚濁性農薬の「シマジン」などは譲渡先別の譲渡数量を記載する必要があります。 (押印は必要ありません) * 毒物及び劇物の譲受書を活用してもよい				

※毒劇物農薬の販売に係る帳簿や譲受書等の様式、記載方法等については、最寄りの保健所(県健康福祉(環境)部、または新潟市保健所健康管理課)にお問い合わせください。